

一般社団法人 和食文化国民会議 公式【新】ロゴマーク 利用マニュアル



平成27年11月
一般社団法人和食文化国民会議

1. 【留意事項】 ロゴマークの利用にあたり、必ずお読み下さい

① 公式ロゴの位置付け

公式ロゴは、一般社団法人和食文化国民会議の正会員及び賛助会員が、設立趣旨に沿った活動を積極的に推進するという意思を表明するためのマークです。

和食文化国民会議の趣旨に沿った活動の例:

1. 和食文化国民会議に関わる広報活動・事業活動(CSR・CSV事業を含む)
2. 和食文化の保護・継承を掲げる和食文化国民会議の活動への賛同の表明
3. その他、和食文化の保護・継承を広めるために有効と思われる企業・団体・個人の行う活動

② 公式ロゴ利用にあたっての禁止事項

下記の様な利用は禁じられていますので、予めご了承下さい。

- 和食文化の保護・継承に関わりのない活動における利用
- 単なる料理や食材等のPRにとどまり、和食文化の理解と保護・継承を促す内容ではない利用
- その他、商業利用と認められるもの

公式ロゴは、あくまでも和食文化の保護・継承に関わる活動のシンボルであり、そうした活動と関わりのない場面で「商品」「企業」「団体」の宣伝や保証を行うものではない旨、留意下さい。

■公式ロゴマーク利用に関するお問い合わせ

一般社団法人和食文化国民会議 事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

Tel: 03-6277-7500(平日 10:00~17:00) Fax: 03-6277-7550 メールアドレス info@washokujapan.jp

2. 公式ロゴマーク・スローガン・応援メッセージの利用について

- ①公式ロゴマーク+②スローガン、または①公式ロゴマーク+③応援メッセージのセットで利用してください。
①+②+③のセットでの利用も可能です。

①公式ロゴマーク



※4ページ目にあるパターンのいずれかをご利用ください。

②スローガン

伝えよう、和食文化を。

※基本は上記書体(アウトラインデータ)をご利用ください。
紙面の統一感が損なわれるなどの場合、任意の書体にて
ご利用いただけます。また、位置、大きさに関しても任意に
ご利用いただけます。

③応援メッセージ

〇〇〇は、和食文化国民会議の活動を応援しています。

※〇〇〇=会社・団体名

※任意の書体にてご利用いただけます。また、位置、大きさに関しても任意にご利用いただけます。

3. 使用例

①公式ロゴマーク+②スローガンの場合

 和食文化
国民会議
Washoku JAPAN

伝えよう、和食文化を。



四季折々の
行事食に親しむ



①公式ロゴマーク+③応援メッセージの場合



四季折々の
行事食に親しむ

 和食文化
国民会議
Washoku JAPAN

〇〇〇は、和食文化国民会議の活動を応援しています。

4. 公式ロゴマークのパターン

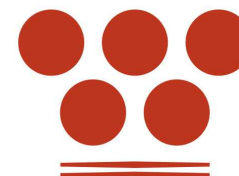
一般社団法人和食文化国民会議公式ロゴマークを利用するには、以下のパターンの中からいずれかをご利用ください。

●基本タイプ



●ミニマムタイプ

スペースなどの制約がある場合に限り、ミニマムタイプを利用することができます。
※スローガンの位置は任意



Washoku JAPAN

伝えよう、和食文化を。

5. 使用色

一般社団法人和食文化国民会議公式ロゴマーク、スローガンを利用する際には、以下のカラーが適用されます。

●公式ロゴマーク



■ C:27% M:91% Y:100% K:0% R:200 G:54 B:31

■ C:0% M:0% Y:0% K:100% R:00 G:00 B:00

□ C:0% M:0% Y:0% K:0% R:255 G:255 B:255

◎モノクロ印刷の場合



■ K:100%

◎特色印刷の場合



■ DIC-236

※可能な限り、印刷物を上記の色で印刷してください。

●スローガン

伝えよう、和食文化を。

■ C:0% M:0% Y:0% K:100% R:00 G:00 B:00

※紙面の統一感が損なわれるなどの場合、任意の色にてご利用いただけます。

◎背景によって、視認性が損なわれる場合→白抜き文字

伝えよう、和食文化を。

□ C:0% M:0% Y:0% K:0% R:255 G:255 B:255

6. 背景がある場合

一般社団法人和食文化国民会議公式ロゴマークを利用するには、可能な限り、背景に色や写真を配置しないでください。
背景に色や写真がある場合は、以下の表示方法が適用されます。

◎ロゴマークの視認性が損なわれない場合
→変更なし



◎ロゴマークの視認性が損なわれる場合
→周りを囲んでいる線を白色に



◎フチをつける
→使用不可



◎イメージを損なう背景
→使用不可



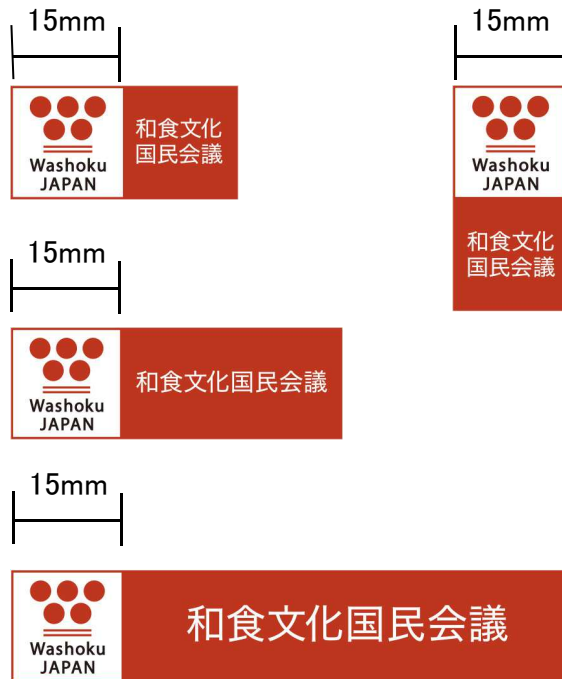
[ミニマムタイプ]
◎背景によって、視認性が損なわれる場合
→白抜きにて使用



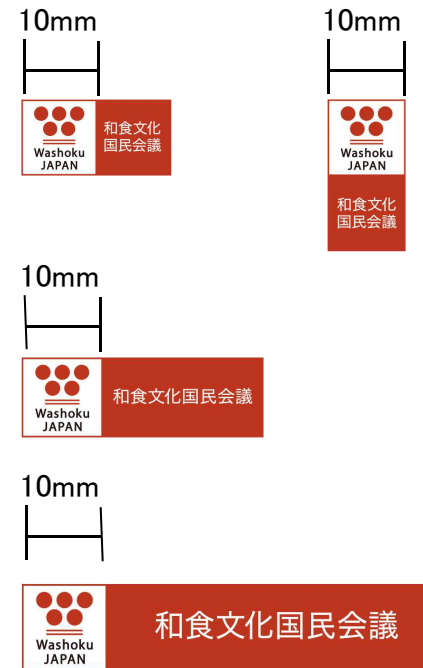
7. 使用サイズ

一般社団法人和食文化国民会議公式ロゴマークを利用する際には、可読性を考慮し、シンボルマークの左右が30mm以下の場合、小サイズ用のロゴを利用してください。また最小サイズは、以下にとどめるようにしてください。

◎シンボルマーク部分が15mm以下の場合
→以下の小サイズロゴを使用



◎最小サイズはシンボルマーク部分が10mm以上としてください。



[ミニマムタイプ]

◎シンボルマーク部分が10mm以下の場合
→以下の小サイズロゴを使用
※スローガンの位置は任意



[ミニマムタイプ]

◎シンボルマーク部分が6mm以上としてください。
※スローガンの位置は任意



8. 禁止事項

一般社団法人和食文化国民会議公式ロゴマークを利用する際には、以下のような使用は禁止します。

◎規定以外の色に変更しない



◎他の要素を加えない



◎変形させない



◎回転させない



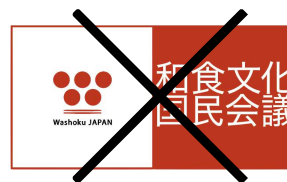
◎書体を変えない



◎字間を変えない



◎規定以外の大きさでの
組み替えはしない



「和食-日本人の伝統的な食文化」 ユネスコ無形文化遺産登録にかかわる記載について

平成25年12月に「和食-日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。ここで登録されたのは、料理そのものではなく、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する慣わしであり、日本の食文化そのものです。「和食-日本人の伝統的な食文化」について触れる際は、「和食会議」公式ホームページでも詳しく紹介していますので、どうぞご参照下さい。

ユネスコ無形文化遺産登録された「和食-日本人の伝統的な食文化」とは

- 特徴①： 多様で新鮮な食材と素材の味わいを活用
- 特徴②： 栄養バランスに優れた、健康的な食生活
- 特徴③： 自然の美しさや季節の移ろいの表現
- 特徴④： 正月などの年中行事との密接な関わり

「和食-日本人の伝統的な食文化」ユネスコ無形文化遺産登録にかかわる記載をする際は、以下の様な表記を参考にしてください。

「和食-日本人の伝統的な食文化」は平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

※ 一般社団法人和食文化国民会議が展開している活動は、和食文化の魅力を次世代へ伝えるための独自の活動でありユネスコ(国連連合教育科学文化機関)の事業とは異なります。ユネスコが行う事業の商業的利用や連携・推奨を誤認させるかの様な表記はおやめ下さい。